

# 電子機器の使用について (2024年)

2024年2月2日

全国教室ディベート連盟

## 1. はじめに

現在、多くの試合で選手がパソコンやスマートフォンなどの電子機器を使用しています。

試合中の電子機器の扱いに関する連盟の見解は、過去に通達で周知しておりました（後述の「電子機器の使用について」をご覧ください）。しかし、ルールの趣旨が周知されているとはいいがたく、ルールの理解が異なることによるトラブルが未だに報告されています。

本通達では、試合中の電子機器の取扱いに関するルールについて、連盟としての見解を再度周知するとともに、実際に起きているトラブルに対する見解を示します。

## 2. ルール上の取扱い

ディベート甲子園ルール細則B第3条第9号では、選手が、試合中に電話・パソコン等を使用して通信することを禁止しています。しかし、この規定は、あくまで電話・パソコン等を利用して通信することを禁止するものであって、電話・パソコン等を試合で使用する事自体を禁止するものではありません。

したがって、

- (1) 試合前に審判や司会に対して電子機器の使用に関して許可を得る必要はありません。通信機能を使わないのであれば、これらの電子機器を試合中に使用することが出来ます。
- (2) 通信機能を使わないのであれば、電子機器を通信機能が使えない状態（機内モードなど）にしていなくても、反則にはなりません。通信機能を使えない状態にしていることを、審判や司会に確認してもらう必要もありません。
- (3) 細則B第4条では、相手チームが反則行為を行ったと考えられる場合、審判に申し出ることを認めています。ただし、反則行為は電子機器を行って通信をした場合に限っており、電子機器の使用自体を反則行為として審判に申し出ることはできません。また、審判への断りなしに電子機器を使ったことを反則行為として審判に申し出ることもできません。

## 過去の関連通達

### 電子機器の使用について

※ルールの参照条文が現在と異なりますのでご注意ください。

[https://nade.jp/wp-content/uploads/2020/09/rule\\_electronic\\_equipment\\_202002251.pdf](https://nade.jp/wp-content/uploads/2020/09/rule_electronic_equipment_202002251.pdf)

以上